

令和5年度加美町農業委員会
第10回定例総会議事録

令和6年1月25日（木）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和5年度第10回定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後2時30分～午後2時54分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員6名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁 子
〃		澁 谷 涼 子

4 欠席委員(1名)

農 業 委 員	11番	三 浦 良 人
---------	-----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第20号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第21号	農地法第3条及び第5条の規定による 許可書返納について
日程第6	報告第22号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第31号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第10回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後2時30分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） 定刻でございますので、只今より令和5年度加美町農業委員会 第10回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員6名です。11番 三浦良人委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、12番 星榮喜委員、13番 坂上昌哉委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第20号 非農地証明書の交付について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第20号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第20号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和6年1月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

所在地 字北町二番の畑

現況 宅地

面積 305㎡

平成元年4月に転用許可を受け、駐車場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

〔 以上1件の非農地証明書交付について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第20号を終了いたします。

日程第5 報告第21号 農地法第3条及び第5条の規定による許可書返納について

- *議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第21号 農地法第3条及び第5条の規定による許可書返納について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第21号 農地法第3条及び第5条の規定による許可書返納について。このことについて、別紙のとおり農地法第3条第1項及び第5条第1項の規定により、許可したものに係る許可書の返納があったので報告いたします。
令和6年1月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号 1～3

許可日 令和5年7月25日

申請内容 営農型太陽光発電に係る賃貸借及び地上権設定・支柱部分の一時転用

返納事由 東北電力と電柱を建てる協議の中で、積雪により冬季に現地で通常の通行が不可能になっている点について、異常時に即座に対応できない状況では発電事業自体に支障があると東北電力から指摘を受けた。事業者側で除雪されない道路への対応を改めて検討したが、対応不可能と判断し発電事業自体を断念したものの。

[以上3件の返納について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第21号を終了いたします。

日程第6 報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和6年1月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は2件でございます。

報告書番号1

特定建築条件付売買予定地の造成

許可地 字町裏の田 2筆

面積 合計1,976㎡

令和5年12月20日完了

報告書番号2

営農型太陽光発電設備の設置(一時転用)

許可地 柳沢字諏訪の田 9筆

面積 合計8,046.25㎡

令和5年11月30日完了

[以上2件の工事完了報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第22号を終了いたします。

日程第7 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和6年1月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 下狼塚字平田の田

面積 2,974㎡

耕作者へ贈与するもの

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、14番 佐藤健喜委員お願いします。

*14番（佐藤健喜委員） 令和6年1月20日、譲渡人と譲受人に聴き取り調査を行いました。お二人のご関係はご兄弟であり、申請地はもともと譲受人のお宅の農地でありました。弟である譲渡人が、結婚し実家を離れる際に譲り受けたものでしたが、後継者もないため生前整理の一環として、対象の農地を実家に返還したいとのことでございます。双方に聴き取り調査を行い現地を確認した結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（畠山明大係長） 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和6年1月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 下多田川字道の畑 4筆

面積 合計21,406㎡のうち13,167㎡

申請事由 賃貸借による土採取(一時転用)

事業計画 許可日着工予定 / 許可日より1年間で完了予定

申請地は加美町役場の北東約7.2kmに位置する、農振農用地区域内の農地です。3年以内の一時的な転用であり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることから、不許可の例外規定cに該当すると判断されるものであります。

本案件は譲受人が申請地を借り受け、一時転用により培土用原土を採取するものであります。他にも適地をあたったようですが、公道に接続し必要面積を借地により確保できる場所が申請農地以外になかったため、農用地区域内である申請農地を選定したとのことであります。一時的な転用であり、当該目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるため、やむを得ないと判断しました。

またこちらの案件が許可決定された場合、3,000㎡を超える事業計画となり、県の常設審議委員会にて諮問を受ける案件となっております。

[以上1件の許可申請について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、4番 佐藤とも委員お願いします。

* 4番（佐藤とも委員） 令和6年1月15日、譲渡人、譲受人の立ち会いのもと現地調査を行って参りました。

申請地を借り受け、一時転用により培土用原土を採取するものであり、公道に接続し必要面積を借地により確保できる場所が申請農地以外になかったため、農用地区域内である申請農地を選定したとのことです。一時的な転用であり、当該目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるため、やむを得ないと判断しました。原土採取により境界から1m前後後退し、さらに法面を形成するため、周辺の農地等に係る営農条件へ支障はございません。1年程度の一時転用で、原土採取後は整地され、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことから、許可相当と判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第31号 農用地利用集積計画の審査について

* 議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第31号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

* 事務局（鎌田裕充次長） 議案第31号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和6年1月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買1件、賃貸借6件、使用貸借1件でございます。

申請番号 1
申請地 字原赤堀の田 外 7 筆
面積 合計 6, 1 0 9 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 2
申請地 字原諸畑の田 外 9 筆
面積 合計 4 5, 1 1 9 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 3
申請地 木舟字新堂田の田
面積 2, 2 4 8 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 4
申請地 宮崎字坂下四番の田
面積 9 3 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 5
申請地 字田中の田 外 8 筆
面積 合計 1 3, 6 1 4 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 6
申請地 字町下の田
面積 1, 1 6 4 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 7
申請地 字新堂屋敷の田 2 8 筆
面積 合計 2 6, 3 0 5 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 8
申請地 菜切谷字青木原の畑
面積 2, 6 1 0 m²
権利移動の種別 使用貸借

[以上 8 件の集積計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第31号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について9番 尾形徳夫委員、申請番号3番について澁谷涼子推進委員です。

9番 尾形徳夫委員は、1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時50分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、9番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時51分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号3番について審議を行います。

澁谷涼子推進委員は、3番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時51分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号3番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号3番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、澁谷涼子推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時52分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番、及び4番から8番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

- *10番（畠山智史委員） 申請番号2番の貸付期間が10年ではなく9年となっているのには、何か理由があるのですか。

- *議長（板垣文一会長） では事務局。

- *事務局（鎌田裕充次長） 両申請者から終期を12月末にしたいとお申し出がございましたので、10年での契約ではなく9年10ヶ月で設定させていただいております。

- *議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番、及び4番から8番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

- *議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和5年度加美町農業委員会 第10回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時54分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年1月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 星 榮 喜

署名委員 坂 上 昌 哉